

個人向け国債の初回利子調整額の廃止について

1. 初回利子調整額の廃止

財務省により個人向け国債の利子計算方法が見直しされ、初回の利払日にはお客様が実際に保有した期間に応じて利子が支払われることとなることから、初回利子調整額が廃止されます。

初回利子調整額が廃止されるため、販売時にお客様からお預りする金額は常に額面金額と同額となります。

2. 具体的な初回利子の計算方法

額面金額×利率（％）×（1/2-未発行期間/365日）【円未満切捨て】

※（）内では切捨てを行わず、最後に円未満を切り捨てます。

なお、中途換金調整額に初回利子が含まれる場合の計算方法も上記と同様に変更になります。

3. 初回利子調整額の廃止実施時期

平成28年5月16日発行分より